令和４年６月

児童手当･特例給付『現況届』手続きのご案内

児童手当・特例給付（以下、「児童手当等」という。）『現況届』は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。
児童手当法の改正により、令和4年6月の現況届から、現況届の提出が原則不要となりましたが、次の方は今後も、現況届の提出が必要です。

今後も現況届の提出が必要な方

- 住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人
- 配偶者からの暴力等により住民票の住所と異なる市区町村で受給している方
- 戸籍及び住民基本台帳上記載のない児童を監護している方
- 離婚協議中で、配偶者と別居 と申請した方
- 施設等受給者
- その他、市から提出の案内があった方

【提出期限は、６月３０日　木曜日まで】　となっています。

下表の届出手続きチェック表により、「添付書類」をご確認のうえ、指定の期限までに市への届け出（郵送提出）をお願いします。

▼ 届出手続きチェック表 ▼

※届出手続き（切手貼付不要の返信用封筒で返送してください）※ …市役所 子育て支援課 窓口への持参提出も受付しております。（土曜・日曜・祝日を除く、8:45～17:15）	
□	①現況届の太枠内を記入(裏面記入等も確認)してください。
□	②届出者(現況届宛名の方)の健康保険証のコピー（国民年金加入の方は必要ありません。）

≪ご注意１≫この6月1日以降に、市外に転出された（される予定の）方も、小野市あてに『現況届』を提出してください。… 転出予定日の月分まで、小野市から児童手当を支給することとなります。
≪ご注意２≫児童手当法では、受給者の住所転居等の異動や、お子さまの出生をはじめ、今年度中に満18歳になる学年以下の児童（高校3年生齢まで／制度的に支給要件である児童と認定されます。）の転出、あるいは、監護（養育）者状況の変更等に対して、すみやかな手続きを求めています。
当該原因となる日から15日間が経過しますと、受給できるはずの手当月分が支給されなくなる場合がありますので、ご不明なことがあれば、担当課までお問い合わせください。

≪おことわり≫現況届が市へ提出され次第、子育て支援課で受給(継続)資格の審査を順次行います。
審査の結果、受給資格が消滅したり特例給付の手当額となる方には、受給資格消滅通知等を送付しますが、引き続き通常給付での受給者の方についてはあらためての通知は行わないこととしておりますので、次回定時払の10月１４日(金)に振込口座の通帳記帳により(受給資格の年度更新)確認をお願いします。

「児 童 手 当」の 概 要 に つ い て

1．児童手当の概要

・お子さまの出生から、中学校を修了するまでの児童を養育されている方（保護者）からの申請（認定請求）に基づき支給されます。

・子の出生、他市からの転入や転出、離婚などによる受給者変更等は、異動事由発生日の翌日から起算して15日以内に申請が必要です。申請が遅れますと受給できるはずの手当月分が支給されません。

・手当の支給開始月は、申請の翌月分からです。ただし月末生まれの子の申請が翌月になった場合等、申請書の受付日が閉庁日も数えて15日以内に限り15日特例の規定が適用されて申請月から支給されます。

・夫婦子ども世帯で、子の父または母のいずれが申請され受給者になられるかは、父母のうち、生計を維持する程度の高い方（恒常的に収入の高い方）となります。

・父または母のいずれかが**公務員になった**ときは、申請や手当の支給機関が勤務先（所属庁）となり、逆に**退職や配属先異動等で所属庁支給でなくなるとき**についても、15日以内に申請が必要です。

・令和4年6月から児童手当法の改正により、所得上限額が導入されます。
受給者の所得が(1)所得制限限度額以上(2)所得上限限度額未満の場合、児童の年齢や出生順に関わらず、特例給付となります。(2)所得上限限度額以上の場合は支給対象外となり児童手当等の資格が消滅します。
資格消滅した方は、次年度以降に所得上限額未満となる場合、改めて認定請求書の提出が必要です。

2．支給額の概要

児童の年齢	3才未満の児童（3才誕生月分まで）	3才（誕生日翌月分）～小学校卒業（年度末3月分）まで		中学生	【特例給付】所得制限限度額以上の受給者の児童	【対 象 外】所得上限限度額以上の受給者の児童
児童の出生順呼称（注1）		第1子・第2子	第3子以降			
支給月額（1人あたり）	15，000円	10，000円	15，000円	10，000円	一律5，000円	児童手当等対象外

（注1）第〇子のカウントは、満18歳の年度末（一般には高校卒業年齢）までの児童を上から年齢順に数えた児童順呼称です。

暦年	令和4年（毎年6月期は『現況届』による年度更新）							令和 5年				
月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
3歳未満の児童	15，000円				15，000円				15，000円			
3歳以上児童 第1子・第2子	10，000円				10，000円				10，000円			
3歳以上児童 第3子以降	15，000円				15，000円				15，000円			
中学生	10，000円				10，000円				10，000円			
所得制限額以上の受給者の児童	5，000円				5，000円				5，000円			
支給予定日	令和4年10月14日（金）				令和5年2月15日（水）				令和5年6月15日（木）			

3．所得制限・所得上限限度額表

扶養親族等の数（カッコ内は例）	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合 等）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812	1040	1048	1276

（注1）「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で所得制限を確認します。
（注2）扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
（注3）扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

市町村民税について受けた控除の種類	控除される額
雑損控除	控除を受けた同額（円）
医療費控除	控除を受けた同額（円）
小規模企業共済等掛金控除	控除を受けた同額（円）
障害者控除	1人につき 27万円
特別障害者控除	1人につき 40万円
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円
勤労学生控除	27万円

1　所得とは
地方税法及びその他の法令における市町村民税についての非課税所得以外の所得です。

2　所得の額は
市町村民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額などの合計額から、8万円を控除した額です。なお、給与所得又は雑所得（公的年金に係るものに限る）を有する場合、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除した額を用います。
（注意）分離課税される土地・建物等の譲渡所得は、所得税法や租税特別措置法の規定の各種特別控除後の金額で計算します。

3　控除の種類と額
2による計算額から左表に掲げる市町村民税について受けた控除の種類別による額を差し引き、控除後所得額を求めます。

4　所得制限額判定
3の控除後所得額により、上表の所得制限限度額表の扶養親族等の数による限度額とを比較し、所得制限限度額以上の受給者に当たるかどうか判定します。

4．問合せ先/子育て支援課児童福祉・少子化対策係 電話 63-1645

（令和4年5月31日現在）